

浦添市議会委員会条例の一部を改正する条例

浦添市議会委員会条例（昭和47年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務部」の次に「、財務部」を加え、同項第2号中「福祉部及び健康部」を「福祉健康部及びこども未来部」に改める。

第6条第1項中「以下」の次に「これらを」を加え、同条第4項中「第3条（常任委員の任期）第2項」を「第3条第2項」に改める。

第7条第1項中「以下」の次に「これらを」を加える。

第14条ただし書中「第16条（委員長及び委員の除斥）」を「第16条」に改める。

第27条第3項を次のように改める。

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。